

# 島根県ママさんバレーボール連盟規約

## 第 1 章 名 称

第 1 条 本連盟は、島根県ママさんバレーボール連盟と称する。

## 第 2 章 目 的

第 2 条 本連盟は、会員相互の親睦及び技術の向上を図り、併せて生涯スポーツの発展普及に寄与することをもって目的とする。

## 第 3 章 組 織

第 3 条 本連盟は、島根県バレーボール協会に属し、島根県下のママさんバレーボールチームをもって構成する。

第 4 条 本連盟は、その公示する所在地を理事長の所在地に置く。

## 第 4 章 事 業

第 5 条 本連盟は、第 2 条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- 1 ママさんバレーボール大会の開催
- 2 島根県バレーボール協会の行う事業への協力
- 3 バレーボールに関する研修会・講習会の開催
- 4 広報誌の発行
- 5 バレーボールに関する印刷物並びに用具の斡旋
- 6 その他、目的達成の為に必要と考えられること

## 第 5 章 会 員

第 6 条 本連盟の会員は、本連盟の目的に賛同する女性会員で登録された者とする。

第 7 条 本連盟は、会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、本連盟の主たる事務所に備え置く。

第 8 条 会員は、年度中に退会することができる。但し、既に納めた登録料の払い戻しはしない。

## 第 6 章 役 員

第 9 条 本連盟に次の役員を置く。

- |            |               |           |            |
|------------|---------------|-----------|------------|
| 1.名誉会長 1名  | 2.会長 1名       | 3.副会長 若干名 | 4.理事長 1名   |
| 5.副理事長 若干名 | 6.常任理事 若干名    | 7.理事      | 8.顧問 若干名   |
| 9.参与 若干名   | 10.専門部委員長 若干名 | 11.監事 2名  | 12.事務局長 1名 |

第 10 条 役員の選出方法及び役割分担は次の通りとする。

- 1 会長、副会長は総会において推薦し決定する。  
会長は本連盟を代表し会務を統括し、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 2 理事長、副理事長は常任理事の互選とし、総会において承認を得る。  
理事長は連盟の会務の執行の責に当たる。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 常任理事は会長が推薦する者と各地区の推薦する者をもって構成する。
- 4 理事は加盟チームの代表とする。
- 5 顧問、参与は会長が推薦し、顧問は会長、副会長、理事長、副理事長を歴任した者、参与は各部委員長を歴任した者で、総会において承認を得る。但し任期は最高3期とする。
- 6 監事は常任理事会において常任理事以外の者を推薦し、会長がこれを委嘱する。  
監事は会計を監査する。
- 7 事務局長は常任理事の中から会長が指名する。

第11条 各役員の任期は2カ年とし、再任は妨げない。欠員補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第7章 会 議

第12条 本連盟に次の会議を置く。

理事総会

常任理事会

第13条 理事総会は、加盟チームの代表をもって構成し、本連盟の基本方針を審議決定する。総会は毎年一回開催し、会長が招集し議長となる。

第14条 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、会長が招集し、理事長が議長となり一般の業務、その他運営上必要な事項について協議処理する。

第15条 会議は構成員の総数の2分の1以上の出席により成立し、会議はその出席した構成員の過半数の決議による。

## 第8章 登 録

第16条 本連盟加盟チームは本連盟に登録しなければならない。

登録料は下記の通りとする。

島根県ママさんバレーボール連盟チーム登録料	1チーム	10,000円
島根県ママさんバレーボール連盟個人登録料	1人	500円
島根県バレーボール協会負担金	1チーム	1,500円

## 第9章 会 計

第17条 本連盟の経費は、加盟チーム登録料と個人登録料及びその他の収入をもってこれに当てる。

第18条 登録料の金額は、総会において定める。

第19条 本連盟の会計決算は毎年度（事業）終了後監事の監査を経たうえ総会の承認を得なければならない。

第20条 本連盟の会計年度は、毎年度4月1日に始まり翌年3月31日終わる。

## 第10章 附 則

第21条 本規約の改正は、総会において3分の2以上の同意を得なければならない。

第22条 本規約は、昭和57年2月20日から実施する。

本規約は、平成7年2月26日一部改正。

本規約は、平成21年3月1日一部改正。

本規約は、平成24年2月26日一部改正。

本規約は、平成26年2月23日一部改正。

本規約は、平成29年2月19日一部改正。

本規約は、令和3年2月28日一部改正。

本規約は、令和4年4月10日一部改正。

本規約は、令和6年4月7日一部改正。